

国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
(前 略)		附 則 (令和7年4月総長裁定) この細則は、令和7年4月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。	
別表第1	} (略)	別表第1 (同 左)	
別表第2		別表第2 (別 添)	
別表第3～別表第5		別表第3～別表第5 (同 左)	
別表第6		別表第6 (別 添)	
別表第7～別表第9		別表第7～別表第9 (同 左)	

別表第2 級別資格基準表 (第4条関係)

一般職俸給表 (一) 級別資格基準表	} (略)
一般職俸給表 (二) 級別資格基準表	
専門業務職俸給表 級別資格基準表	
教育職俸給表 級別資格基準表	
医療職俸給表 (一) 級別資格基準表	

職種	学歴免許等	職務の級							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
(略)									
栄養士 管理栄養士	大学卒			5	3	別に定め る	別に定め る		
			0	5	8				
	短大卒		2. 5	5	3	別に定め る	別に定め る		
		0	2. 5	8	1 1				
(略)									
義肢装具士	大学卒			5	3	別に定め る			
			0	5	8				
	短大 3 卒		1	5	3	別に定め る			
		0	1	6	9				
歯科衛生士	大学卒			5	別に定め る	別に定め る			
			0	5	る	る			
	短大 3 卒		1	5	別に定め る	別に定め る			
		0	1	6	る	る			
	短大 2 卒		2. 5	5	別に定め る	別に定め る			
		0	2. 5	8	る	る			
	高校専攻科 卒		4	5	別に定め る	別に定め る			
		0	4	9	る	る			
歯科技工士	大学卒			5	別に定め る	別に定め る			
			0	5	る	る			
	短大 3 卒		1	5	別に定め る	別に定め る			
		0	1	6	る	る			
	短大 2 卒		2. 5	5	別に定め る	別に定め る			
		0	2. 5	8	る	る			
(略)									

備考 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療

法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、総長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

医療職俸給表（二） 級別資格基準表 （略）

別表第6 初任給基準表（第11条関係）

一般職俸給表（一） 初任給基準表	} （略）
一般職俸給表（二） 初任給基準表	
専門業務職俸給表 初任給基準表	
教育職俸給表 初任給基準表	
医療職俸給表（一） 初任給基準表	

職種	学歴免許等	初任給
(略)		
栄養士 管理栄養士	大学卒	2級1号俸
	短大卒	1級11号俸
(略)		
義肢装具士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
歯科衛生士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
	短大2卒	1級11号俸
	高校専攻科卒	1級7号俸
歯科技工士	大学卒	2級1号俸
	短大3卒	1級17号俸
	短大2卒	1級11号俸
(略)		

備考 （略）

医療職俸給表（二） 初任給基準表 （略）